

第 1 期

宝達志水町こども計画（案）

～こどもまんなか社会のために～

令和 8 年 3 月（予定）

宝達志水町

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

出生率の低下による少子化の進行に加え、社会経済の変化に伴う貧困問題、児童虐待など、様々なこどもを取り巻く問題への対応を目的とし、令和5年4月、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されることとなりました。

こども基本法は、わが国の憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律です。その後、令和5年12月に、このこども基本法に基づいて各種のこども施策を進めていくためのこども大綱が閣議決定されました。

こども基本法では、市町村は「こども大綱」および都道府県のこども計画を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」とは異なり、子どもの権利の尊重を基盤に、安心して成長できる社会の実現を目指すものです。その内容には、権利保障、生活支援、虐待防止など、従来の施策では十分に触れられてこなかった分野も含まれます。

宝達志水町（以下、「本町」という。）においても、こども大綱及び石川県の「いしかわエンゼルプラン2025」を勘案しつつ、昨年度策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」と併走する計画として、この計画を策定するものとします。

2 計画策定の考え方

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心身の発達の過程にある者」としており、同法による「こども計画」においても、その定義をふまえ、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を「こども」としています。

本計画では、発達や自立の状況は年齢だけで一律に区切れないこと、また若年層の自立支援や社会参加促進は地域の課題でもあることから、「若者」と呼ばれる世代も対象に含め、支援の対象年齢を39歳までとします。

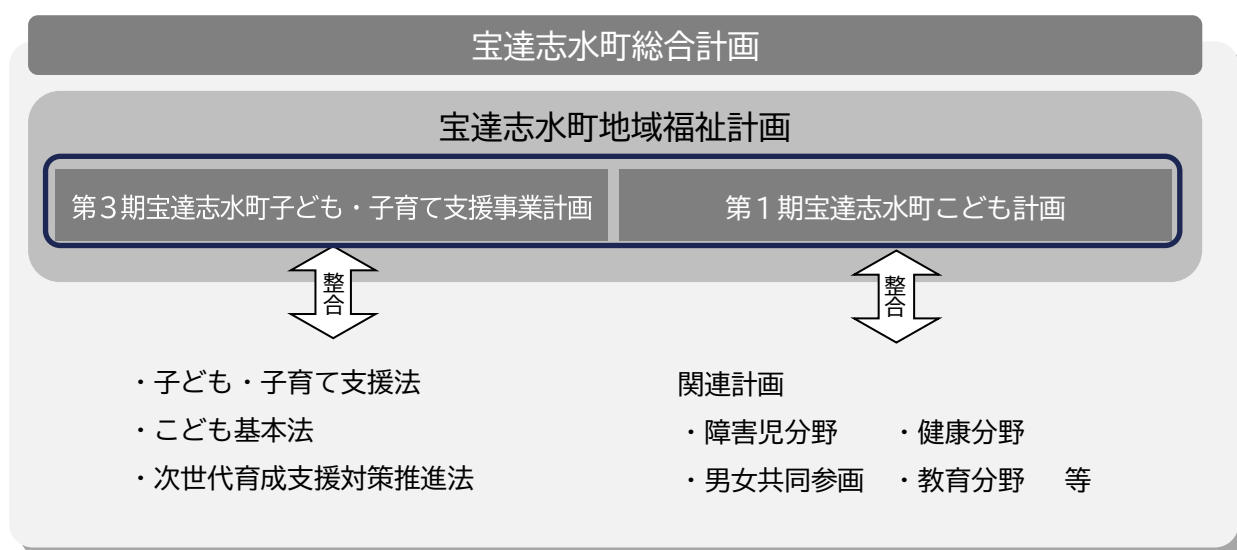
本計画においては、こども・若者が、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立し、生まれながらの権利主体として多様な人格を持つ一人の「個」として尊重されるよう、その権利を保障し、最善の利益が図られる施策を進めます。施策は、権利保障、生活支援、虐待防止、社会参加促進などの分野を柱として体系化します。

また、状況に応じ必要な支援が年齢で途切れることのないよう、ライフステージを通じた切れ目ない支援を行い、全てのこども・若者が良好な環境の中で成長できるよう、町全体で各施策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」に位置付けられ、これらの計画を一体的に策定・推進するものです。

また、宝達志水町総合計画及び宝達志水町地域福祉計画を上位計画とし、その他関係する各計画と整合性を図りながら、第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画と併走する計画とします。



4 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とし、策定済みの第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画と終期を揃えたうえ、次回統合した計画として策定することを予定します。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

5 SDGsの視点

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。これは令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本町においても、こどもの権利条約の遵守をはじめ、SDGsの理念に沿った、持続可能な取り組みを進めていきます。

第2章 子どもを取り巻く現状

1 まちの基本的な状況

人口、世帯などの基本的な分析は、先に策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」の内容を準用します。

■概要

本町の人口は減少傾向にあり、出生数も減少しています。出生数の減少には、婚姻率の低下も影響していると想定されます。

こどものいる世帯は、全国平均に比べ多子世帯の割合が多い傾向にあります。

ニーズ調査によると、町へ期待することは、就学前児童で「身近な公園等安全な遊び場の確保」が64.5%、小学生では「児童手当等の経済的な支援」が58.4%と最も高くなっており、こどもの成長につれ、経済的な負担感が発生している可能性があります。

子育てに関して相談する先は「祖父母等の親族」が81.5%、次いで「友人・知人」が78.8%、第3位の「保育士」が46.0%となっており、その他の機関も含め、公的機関へ相談する割合は高くありません。

子育てのしやすさについては、「しやすい」「ややしやすい」とした回答は半数に満たず、就学前児童・小学生いずれの保護者とも「どちらでもない」という回答が3割前後と高くなっていることから、町での子育てについて、長所・短所の双方を感じている人が多いと考えられます。

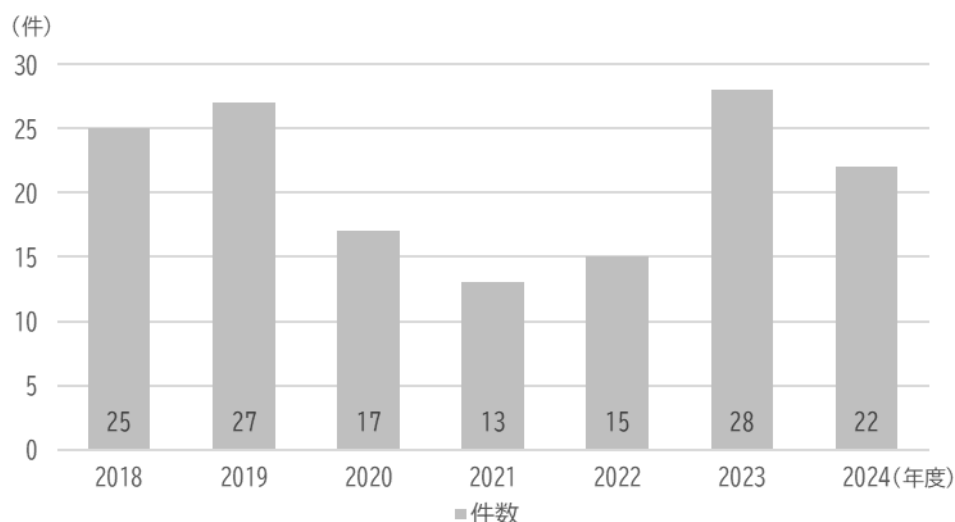
また、周囲にヤングケアラーと思われるこどもが居るかという問い※については、わずかながら肯定する回答が上がっており、本計画を策定する上でも考慮する必要があります。

※宝達志水町第3期子ども・子育て支援事業計画に係る「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査（令和6年1月実施）」における就学前児童保護者用問35、小学生保護者用問31。いずれも計画書本文には引用なし。

2 こどもたちの現況

(1) こどもたちを取り巻くトラブルについて

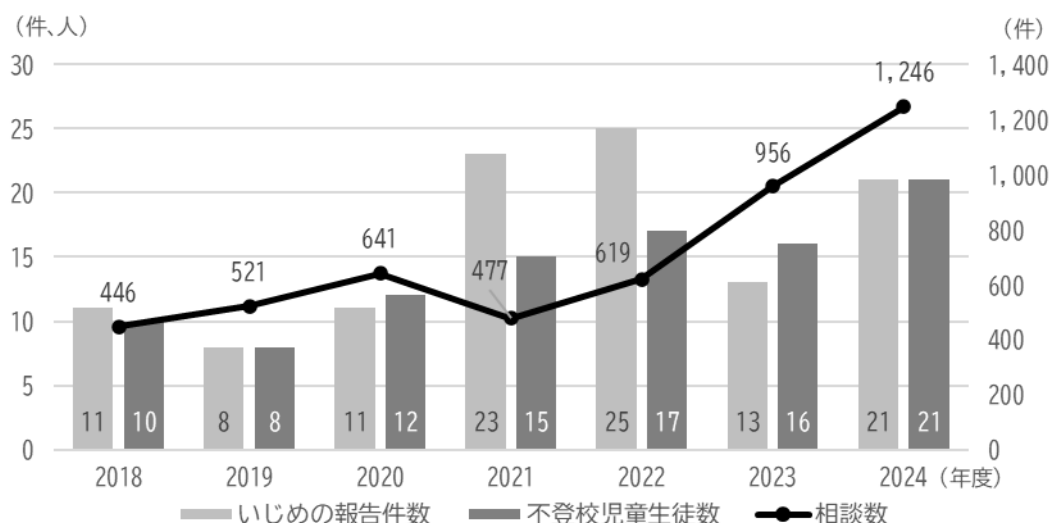
■児童虐待の相談件数（資料：子育て応援室）



2020年度から2022年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な社会活動が停滞し、こうした相談行為なども行われにくい状況であったと想定されます。

このため、相談件数としては近年横ばいの傾向にあると推測され、年間25件程度の水準で継続しているとみるのが適当です。

■小中学校におけるいじめの報告件数、不登校児童生徒数、スクールカウンセラーへの相談件数（資料：学校教育課）

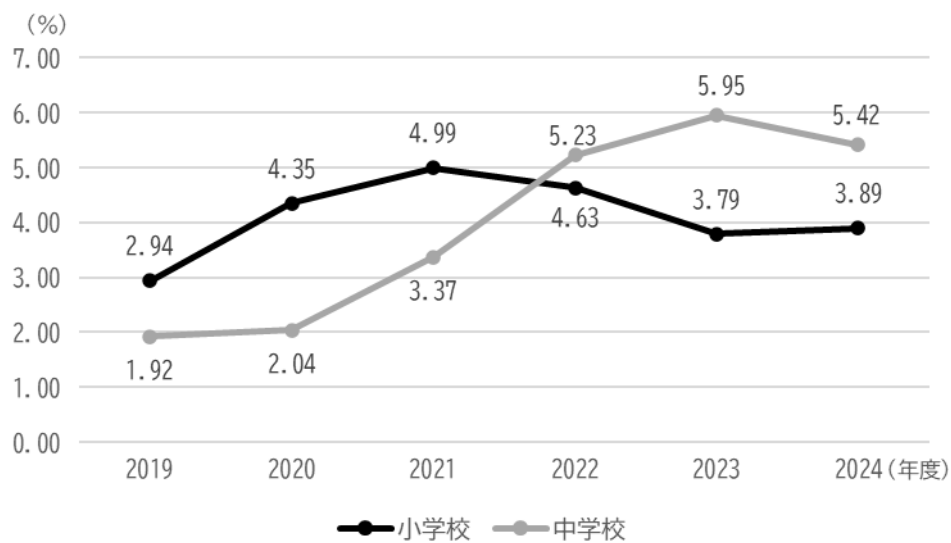


2021から2022年度において、いじめの報告件数が急増しています。新型コロナウイルス感染症の流行による精神的なストレスや、感染・感染リスク等を原因としたものが増加した可能性が想定されますが、2023年度にはいったん低下しています。

しかし、いじめの件数は再度増加に転じ、不登校数も増加傾向にあります。スクールカウンセラー制度の浸透に伴い相談件数は増加していますが、ますますの対応が必要になっていると考えられます。

(2) こどもたちの多様性について

■特別支援学級に属する児童生徒の割合（資料：学校教育課）

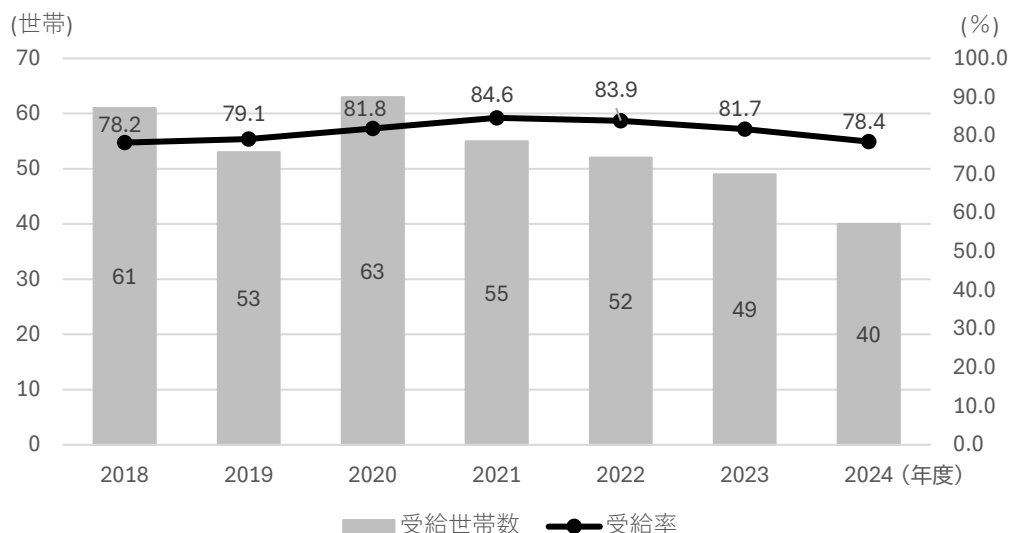


■外国籍児童生徒数の推移（資料：学校教育課）

現在、外国籍児童生徒は在籍していません。

(3) 経済的な状況について

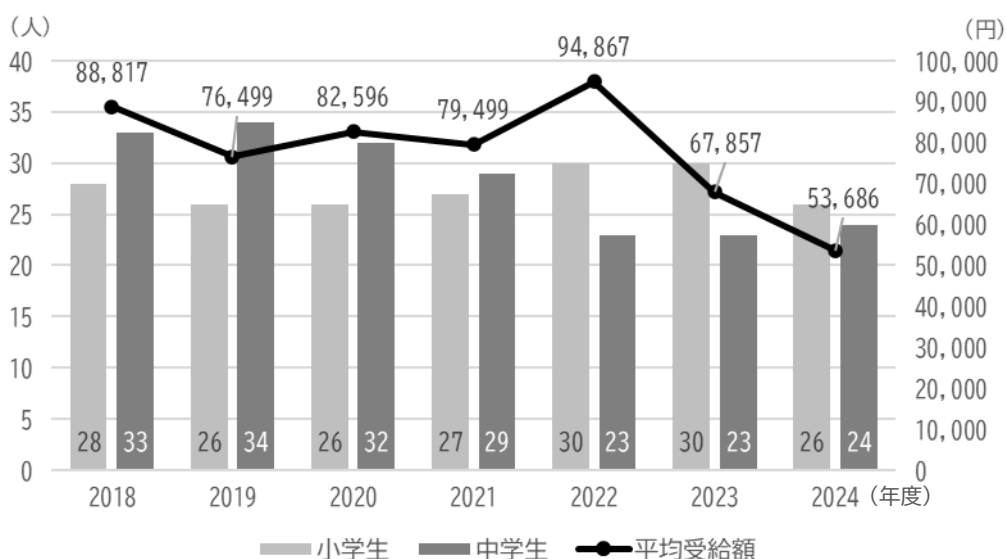
■児童扶養手当受給世帯数および受給率の推移（資料：子育て応援室）



児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡など、様々な理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（受給資格世帯＝ひとり親家庭）に支給される手当です。所得に応じ制限される場合があることから、全世帯が対象となるものではありません。

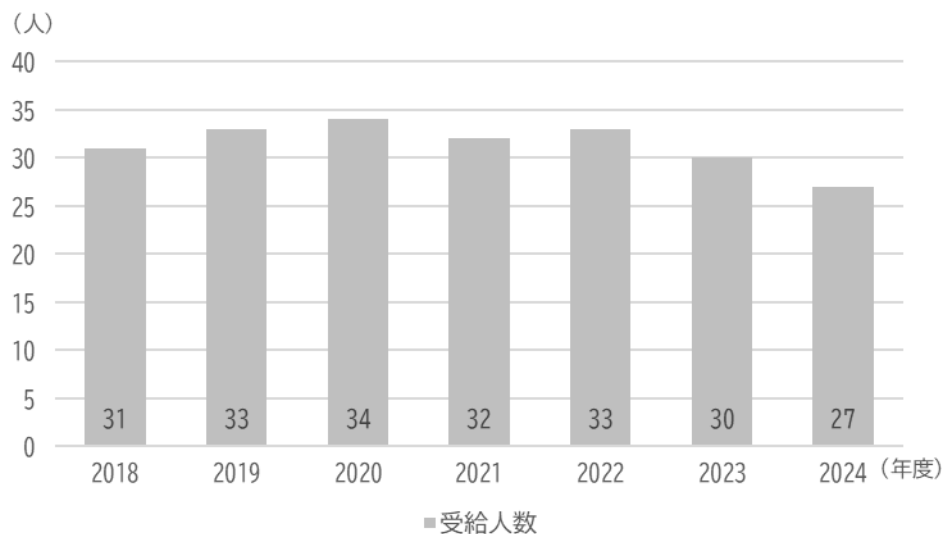
受給率は約8割前後で推移しており、2020年度から数年上昇傾向にあったのは、新型コロナウイルス感染症の流行に影響されたものと想定されます。また、受給世帯としては減少傾向にありますが、これは町の世帯総数そのものが減少していることによるものと考えられます。

■就学援助の受給児童生徒数、平均受給額の推移（資料：学校教育課）



受給者数は、小学生では増減しながら概ね横ばいの状態にあります。中学生は減少傾向になっていましたが、2022年度以降はこちらも横ばいに推移しています。近年物価が上昇傾向にあることから、今後学用品等にかかる費用も増加し、平均受給額については再度上昇していく可能性も想定されます。

■生活保護認定の推移（資料：健康福祉課）



生活保護受給者数は概ね横ばいの状況にあります。厚生労働省「生活保護の被保護者調査」によると、全国の保護率は2023年度確定値で約1.62%ですが、本町は0.26%と低く、著しい困窮世帯の割合は少ない状況です。

また、世帯主が39歳以下、または18歳未満の世帯員を含む世帯での受給は、掲載期間以前に短期的な発生はあったものの、現在は受給世帯・受給者ともに存在しません。

3 現況調査から見る現状

(1) 調査概要

- 調査地域：宝達志水町全域
- 調査対象者：①本町在住の「小学5年生」及び「中学2年生」
(全数、小学5年生77人、中学2年生87人の計164人)
②上記「小学5年生または中学2年生」の保護者(全数、延べ164人)
③本町に住民票を有する15歳から39歳までの若者(抽出にて500名)
- 抽出方法：調査対象者③について、住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：いずれも令和7年7月15日(火)～8月4日(月)
- 調査方法：オンライン調査
 - ①学校を通じ案内、町外の学校に通う者については個別に郵送。
 - ②学校より児童生徒経由、また連絡ツールにて案内。町外の学校に通う者の保護者については個別に郵送。
 - ③対象者にてQRコードを印刷した案内ハガキを郵送。
- 回収率：① 79.7% (n=130)
② 75.6% (n=124)
③ 9.2% (n=46)

(2) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢およびその他の自由記載で長文のものは、簡略化している場合があります。

(3) 調査結果（抜粋）

※後日報告書より抜粋して掲載※

4 ワークショップを通じた現況の把握

(1) 実施概要

- 事業名称：宝達志水町こども・若者の意見を聞くワークショップ
- 開催日時：令和7年7月22日(火) 午前8時30分～9時30分
- 会場：宝達志水町立宝達中学校
- 参加者：生徒会に所属する中学3年生 12名
- テーマ：「住み続けたいと思ってもらえるまちって、どんなまち？」
- 手法：「ワールドカフェ」によるワークショップ

(2) こどもたちの意見

①意見の種類

産業や環境、まちづくり、また居場所や教育など、広い範囲での意見が見られました。

②意見の例

- ゴミ拾いなどを通じ、まちや千里浜をきれいに保つ、まちを明るくするなど、町の環境づくりに多くの意見が挙げられました。身近な環境の清潔さ、雰囲気の明るさが住みよさに繋がっていると言えるのは、現代のこどもらしい感覚と言えます。
- まちの在り様、大人たちの在り方には、強い意見も見られました。まず復興をすべき、活気がない、いらないことにお金を使わない、様々なことを強制させるのもやめるべき、また、教育に力を入れているわりに大人たちで勝手に決め、自分たちのニーズと合っていないという意見もありました。
- こどもたちは、変わることに抵抗がありません。合併すべき、空き家を潰して新しい何かを、魅力的な仕事を増やすなどの提言や、町としてお金を稼いでほしい、少子高齢化対策が必要、カフェなどができるのはいいが高い・子どもだけで入りにくいといった、しっかりとした意見が見られました。

意見の端々に、こどもにも話を聞いてほしいという希望・熱意が見られたことは、今後の町の在り方、方策を考えるうえで、ひとつの要素になると思われます。

※娯楽施設や商業施設などを求める声も多数ありましたが、本項では町の方針や仕組みに関する意見や、こどもたちの精神的な希望に関する意見を中心に抜粋し、特に町域外からの民間企業の活動に関する内容については割愛しています。

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

本計画は、第1章第3項「計画の位置づけ」で述べたとおり、先に策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」と併走する計画であり、終期を揃え、次回改訂時には統合することを予定しています。

このことから、本計画の基本理念は、子ども・子育て支援事業計画と同じ「子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町」とし、目的に応じた目標を別に掲げることとします。

2 施策の体系

本計画では、基本目標に「すこやかなところと暮らしを支えるまちづくり」を掲げ、こどもの権利やところを守る取り組みと、経済的支援を始めとした具体的な生活支援に関する取り組みの2つを施策の柱として、各施策を展開していきます。

